

氏名(国籍)	朱 文 培 (韓 国)
学位の種類	博 士 (法 学)
学位記番号	博 甲 第 1,452 号
学位授与年月日	平 成 8 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	社 会 科 学 研 究 科
学位論文題目	地方自治体の行政 PR —日本と韓国を中心に—
主 査	筑波大学教授 中 村 紀 一
副 査	筑波大学助教授 辻 中 豊
副 査	筑波大学助教授 博士(法学) 大 山 耕 輔

## 論 文 の 要 旨

本論文は日本と韓国の地方自治体の行政 PR について、米国における PR 研究の成果を踏まえ、理論的、実証的に比較研究を行ったものである。研究の主要な目的は①日本と韓国がアメリカ流の PR 理論を行政の場にどのような状況の中でどのように受け入れたか②両国の環境的要因の変化の中で、行政 PR がどのように変容してきたか③今日、両国における行政 PR はいかなる状況に置かれているか、を明らかにすることにある。

本論文は、全体として4つの部分から構成されている。まず、序章では現代行政における行政 PR の位置づけが明確にされ、米国、日本、韓国における行政 PR の研究傾向が概観される。

続いて、第1部では、行政 PR に対する理論的アプローチがとられる。ここでは、自治行政 PR の構造および類型が提示されると共に、グルニック (Grunig, J. E.) とハント (Hunt, T.) が構築した4つの PR モデルを中心に、PR 活動の歴史の変遷が考察される。また、行政 PR がそれを取り囲む内外の環境的要因によって大きく影響を受けることが強調される。

第2部では、第1部の理論的検討を参考にしながら、日本と韓国における行政 PR の受容およびその後の環境的要因の変化にともなう行政 PR の変遷が歴史的に解明される。また、本論文の研究上の特色ともいえる、両国の行政 PR 担当者に対するアンケート調査が紹介され、担当者の行政 PR 活動についての認識と実際の活動が比較分析される。

以上の研究成果を踏まえ、終章では、第二次大戦後、「日本の行政 PR は、国全体の民主的改革の一環として、県（地方自治体）行政の民主化を推進するため導入され」たのに対して「韓国的な行政 PR は、アメリカ軍政の韓国統治政策が中央集権的な体制づくりであったことから……『中央政府主導型行政 PR』として特徴づけられる」こと、両国における行政 PR（ひろく行政・市民関係）のあり方を考えるとき「住民－行政協助型」が実現可能性を秘めた類型であることが、指摘される。

## 審 査 の 要 旨

本論文は第1に、従来体系的研究に乏しい日・韓行政 PR の分野と真正面から取り組み、両国の先行研究を誠実に渉獵し、あわせて米国の現代 PR 理論の成果を取り入れた、本格的で体系的な行政 PR 研究論文として位置づけることができる。それだけに「教科書的」との評価も出されたが、こうした困難で骨の折れる研究（学説）

史は誰かがやらねばならぬ作業であり、ここでの成果は両国の学界に寄与すること大なるものと評価できる。

また、第2に、両国の自治体 PR 担当者に対する意識調査は、おそらくこの分野では最初の本格的な試みとして評価されるべきものであり、とくに韓国においては全自治体を対象とした行政 PR に関する初めての調査である。ここでも、理論研究で出された類型などが、意識調査の分析に充分生かされていないのではないかと評価が出た。また、現在進展しつつある高度情報化社会の将来を考える時、情報を通ずる行政・市民関係を PR（担当部局）の枠組でとらえるだけで十分なのか、もう少しパースペクティブを広げる必要もあるのではないかと有益な指摘もなされた。だが、それらは今後の研究課題として残されるとしても、本論文は博士論文にふさわしい内容と論理構成をもつものとの結論に達した。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。